

全商連は4月8日、全労連が呼びかけた政府要請行動に参加し、安倍晋三内閣総理大臣宛てに、新型コロナに対応した緊急経済対策への要望書を提出しました。7日、7都府県に緊急事態宣言が発令される一方、中小業者らへの損失補償は取られない状況に、「あきらめ廃業」の動きが顕在化しています。

要請では、資金繰りや納税、社会保障に至るまで、中小業者が感染防止に協力しつつ、安心して商売が続けられる対策を強く求めました。

新型コロナに対応した緊急経済対策への要望

2020年4月8日
全国商工団体連合会
会長 太田義郎

新型コロナウイルス感染の収束は見通せず、中小業者の苦難が続いています。

全国商工団体連合会は4月3日、安倍晋三内閣総理大臣宛てに7つの柱の緊急提言を提出してきたところですが、7日に行われた緊急事態宣言とともに発表された緊急経済対策を踏まえ、以下の点を追加して要請します。

ご検討の上、直面する施策に反映させていただくことを切望します。

【経営・資金繰りに関する要望】

- 1、フリーランスを含む個人事業主に100万円、中堅・中小法人に200万円を上限とした「持続化給付金」の売り上げ減少条件を緩和して支給対象を広げ、不課税とすること。

臨時休業や営業時間短縮を行った中小業者をはじめ、学校と契約を結んでいる納入業者の損失額が上記給付金を上回った場合、緊急事態宣言や自粛要請がやむまで損失補償として給付金の支給を継続すること。

- 2、セーフティネット保証を活用する融資について、認定作業を簡素化し、信用保証協会による認定判断を可能にするるとともに、審査基準の緩和を行うなど、切迫する融資の実行が手遅れにならないようにすること。

自治体がセーフティネット保証の認定作業を遅滞なく行えるよう体制を構築する費用や、利子・保証料補助にかかる費用を国が措置すること。

- 3、固定費負担の軽減として、貸店舗所有者が店子への家賃を減額した場合、固定資産税の新たな軽減措置に加え、その減額割合に応じて固定資産税、所得税・法人税、消費税の減免を行うこと。

店子の家賃を減額した貸店舗所有者には、店舗取得のために使った借入金の返済猶予もしくは無利子融資への借り換えを行うよう金融機関に働きかける

こと。

- 4、持続化補助金の補助額を1,000万円以上に引き上げ、補助率を10分の9とするなど、新規事業や業態変更などに挑戦する小規模企業への支援を強化すること。

ものづくり補助金の補助上限を5,000万円に引き上げ、中小企業・小規模事業者への補助率を10分の9に引き上げること。

【税金、社会保険料に関する要望】

- 1、政府が行う税金、社会保険料の支払い猶予については、中小業者・フリーランスの売り上げが6カ月で対前年比30%以上減少する場合の規定を設け、所得税、法人税、消費税、固定資産税などは延滞税も含めて免除し、執行停止とすること。
- 2、税金や社会保険料の滞納により発生した延滞税等について、すでに本税等の納付が完了している場合は、納付を猶予し、執行停止にすること。
- 3、税金の申告・納付期限延長の対象に、法人にかかる法人税・消費税と相続税を追加すること。

【社会保障に関する要望】

- 1、国民健康保険料・税について、売り上げが6カ月で対前年比30%以上減少する場合は、納付を免除し、自治体の減収分を国が措置すること。
- 2、国民年金保険料の納付について、前項の条件に該当する場合は、納付を免除し、給付時の減額措置の対象にしないこと。
- 3、生活福祉資金の緊急小口資金及び総合支援資金の上限を引き上げるとともに、償還免除の対象を住民税非課税世帯に限定せず、売り上げが6カ月で対前年比30%以上減少した世帯まで拡大すること。

総合支援資金がほとんど活用されていない地域の実態を調べ、周知徹底や要件緩和を図り、積極的な貸し付けが行われるようにすること。

- 4、1世帯30万円の「生活支援臨時給付金」は1人10万円として無条件で速やかに支給すること。高額所得者には新たな課税によって給付に見合う負担を求めること。
- 5、労働保険の確定申告期限を延長すること。

【財源に関する要望】

- 1、新型コロナウイルス対策の財源には、不要不急の防衛装備品の購入や大型公共工事を中止し、政党助成金を廃止するなど、税金の無駄遣いを真っ先に削減して充当すること。

2、大企業・富裕層を優遇してきた不公平な税制を正し、低所得者ほど負担が重く格差を拡大する消費税に頼らない財政運営に転換すること。

以上